

島根県健康福祉部長との意見交換会（意見、要望）

日時：令和2年8月26日（水）午前

会場：ホテル白鳥（松江市）にて

1 新型コロナウイルス禍における支援について

（1）消毒用アルコールの入手支援について

視覚障がい者が多く従事する按摩マッサージ指圧・鍼・灸業（以下、あはき業）に欠かせない消毒用アルコールを優先的に入手できる手立てを講じてください。

（回答）

【障がい福祉課】

国では、社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、継続的な提供が重要であるとしています。

このため、国が医療機関や社会福祉施設等への手指消毒用エタノールの優先供給の枠組みをつくり、令和2年4月から運用が始まりました。

しかし、あはき業の方はこの枠組みに含まれないため、他の事業者と同様に、各自で調達していただくことが基本となりますが、こういった協力ができるか検討していきたいと考えております。

（2）あはき業に対する支援策の創設・拡充、情報の提供について

コロナ感染症拡大防止のため、利用自粛により収入減がみられます。その対策として経産省の持続化給付金をはじめ市町村（商工関係）においても経営支

援給付金制度（市町村によって名称は異なる）や商業・サービス業感染症対応支援事業等、様々な支援策が講じられています。

あはき業は商業・サービス業感染症対応支援事業の対象業種となっておりますが、一向に衰えないコロナ感染によりあはき業は非常に困窮しており、あはき業に対する支援策を創設もしくは拡充していただきますようお願いいたします。

併せて支援制度などを広報されるにあたってはあはき業をはじめ視覚障がい当事者の希望に応じた媒体で、迅速な情報提供をお願いいたします。

（回答）

【障がい福祉課】

商業・サービス業感染症対応支援事業については、消費が減退し、売り上げ減少で休業した事業者を支援するために創設された事業であり、業種が特定されており、業種拡大は困難と聞いております。

また、あはき業を含む業種を対象とした新たな支援策については、国の事業を含め、随時、県民の皆様へ情報提供してまいります。

障がいのある方への情報提供については、庁内各課及び市町村に対して、障がいの特性に応じて適切な手段でなされるよう周知及び要請をしてまいります。

（3）視覚障害当事者の状況に応じた情報の提供について

この度の特別定額給付金の申請にあたっては、視覚障害者に理解できる媒体（点字、音声、拡大文字、

テキスト等)をその者自身で選択できる方法で提供
するよう総務省から通達が出されています。しかし
残念ながら県内の一部市町村では実行されませんで
した。

この度のコロナ禍を機に行政の合理的配慮の一環
として各自治体に居住する視覚障害者の実情並びに
入手媒体の希望を把握され、今後送られる行政情報
については当事者の希望に応じた媒体で情報提供す
るよう市町村に要請していただきますようお願いし
ます。

(回答)

【障がい福祉課】

ご指摘のあった市町については、いずれも総務省
からの技術的助言の発出以前から障がい支援及び広
報担当課において、行政告知端末やケーブルテレビ
等による放送告知や希望者への広報誌等の音声配布
等により、それぞれ情報提供を行っておりましたが、
この度の支援については、特別定額給付金事務担当
課との連携不足や申請書配布時期等の都合により、
総務省通知で示された点字等の選択を可能とする対
応を行っておりませんでした。

お知らせ方法が障がいに配慮した選択的な方法出
なかったことについて真摯に受け止め、今後の各種
情報の提供に関して十分な配慮を行うよう各市町村
に要請を行います。

2 あはき資格保有視覚障がい者の公務員採用につ いて

障害者の雇用の確保に当たっては法定雇用率を定

め、自治体等は障害者を雇用することとなっており、法定雇用率を達成するとともに障害者が働きやすい環境、合理的配慮をしていただくことが必要です。

その実現に向けて職場環境の改善などの合理的配慮をお願いするとともに、視覚障がいあん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師がその資格を活かして貢献できる公務員職種（例えばヘルスキーパー）を設定し、積極的に採用していただきますよう要望します。

（回答）

【雇用政策課】

障がい者雇用の促進や働きやすい環境づくりのため、県は障がい者雇用を支援する関係機関や企業向けの支援制度、障がいの種別・特性などを紹介する啓発パンフレットを作成し、県内企業等に広報しています。

また、県内企業や県民の皆様を対象に障がい者雇用についての関心と理解を深めることを目的とした「障がい者雇用促進フォーラム」を開催し、積極的に雇用されている企業の事例発表等を行っています。

【人事課】

① 本年3月には、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができることができる職場づくりを目指して、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく「島根県障がい者活躍推進計画」を策定したところです。

この計画に基づき、合理的配慮を行うとともに、職場での理解が深まるよう職員向けの研修会も引き続

き実施します。

② 一方、障がいのある職員の職務の選定や創出も行っていきたいと考えておりますが、現時点ではあん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師の有資格者を充てる業務がないことから、あん摩マッサージ指圧師等を資格要件とする採用試験を行う予定はありません。

なお、現在実施している障がいのある方を対象とした職員採用試験（一般事務）は、年齢要件はありますが、身体障害者手帳の交付を受け、その障害が1級から6級までであれば、視覚障がいのある方も受験することはできます。

3 読書バリアフリー法制定に基づく基本計画策定にあたっては障がい当事者も意見を述べる機会を与えていただきたい。

（回答）

【障がい福祉課】

読書バリアフリー法に基づく基本計画の策定は厚生労働省、文部科学省に関わる県の関係部局が対応することとしている。

県の基本計画策定に当たっては県の関係部局と協議し、視覚障害当事者の意見をお聞きするなど関与していただくよう配慮したい。

4 障害者差別解消条例の早期制定について

（島根県身体障害者団体連合会からの意見、要望）

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行さ

れました。これを受け、多くの都道府県において障害者差別解消条例が制定される中で、本県においても同条例の制定が必要であると考えます。

平成29年6月に本会も構成団体として参画するしまね障がいフォーラムでは、「共生社会を推進するための島根県条例」の制定に関する陳情書を県知事及び県議会議長へ提出させていただき、ご検討をいただきました。

また、平成31年3月には、「島根県の障がい者差別解消条例」の制定に関する公開質問状も送付させていただき、丸山知事（当時は知事候補）から、対応を検討するとのことご回答をいただいています。

その後、この条例制定につきまして、どのようなお考えをお持ちなのかをお聞かせ願いたい。

（回答）

【障がい福祉課】

現在、国においては、「障がい者差別解消法」について法施行後3年の状況について検証が進められており、県としましてはこうした国の動向を注視しております。

なお、条例の有無にかかわらず県民の障がい理解を進め、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく共に生きる社会の実現を目指してまいります。

県民の障がい理解を進めるため、あいサポーターやあいサポート企業を増やす取り組みを一層進めてまいります。

（これに対する質問：小川会長）

島根県の差別解消条例に対する取り組みの姿勢が理解できない。今度改正される差別解消法を見て検討するという事は、今の差別解消法では島根県の施策になじまないということか。

新しくできる法律を見て、それでも島根県の政策となじまなければ作らないということか。新しく改定があれば、それに沿ったことを作るということか、理解しかねる。

(再回答)

【健康福祉部】

民間事業者に対する合理的配慮の義務付けは法律の中で示されないと、条例のレベルで義務付けることは非常に難しいところがあります。

例えば、バリアフリーについてはある程度公共的な施設では整備がされていると思いますが、民間事業者に義務付けるとなると、相当の経費が掛かる構造的な改修が必要となることも考えられます。

民間事業者の方たち等の声も聞きながら、条例の制定については検討させていただきたいと思っています。